

第5回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成19年12月4日（火）14：00～16：00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	欠席
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	欠席
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授	
	事務局	茅野牧夫	和歌山県県土整備部長
土橋一文		和歌山県県土整備部都市住宅局長	
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
坂口唯之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
永田和之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
坂井信行		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所次長	
絹原一寛		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任	

○ 議事

① 和歌山県景観条例（案）について：パブリックコメント結果を踏まえて

（※注：条例案の引用は『』で表示している）

委員 A： 景観条例は一見不十分に映るかもしれないが、景観法は詳細な方法も書き込んでいたためであり、景観法とセットで見えていく必要がある。今回の案は事務局で検討の結果、細かい修正が加えられている。

パブリックコメントの結果は、主として景観計画策定において反映すべき意見が多かったようである。

委員 B： 第1章（総則）の第2条（県の責務）の書き方であるが、「事業実施の際には

配慮する」と書いた方が表現上分かりやすいのではないか。

第3条（県民の責務）、4条（事業者の責務）では、『県の施策に協力する』とあるが、県の施策をチェックする役割が県民、事業者にはある。場合によっては異を唱えるなど、「企画・立案・実施へ関わる」といった書き方が適切ではないか。『実施にあたって協力しなければならない』というのは一方的な表現にも受け止められる。

委員 C： 第2条（県の責務）で、前回委員会での案では『主導的な役割』『良好な景観形成を先導』といった積極的な姿勢が打ち出されていた。今回の案でも良いと思うが、どのような検討の結果なのか教えてほしい。

委員 D： 前文で、前回委員会の案で「来訪者」という言葉が入っていた。熊野古道の維持には来訪者の協力も必要で、道を歩く人々にもルールを守ってもらうことで景観は維持できる。ぜひ「来訪者」の文言は盛り込んでほしい。

事務局： 来訪者の件について、法制担当との協議の中で、県の条例で県外からも訪れる人に対して求めるのは言い過ぎではないか、との指摘があった。「先導」「主導的」という表現についても、協議の中で分かりやすい表現に改めたつもりである。『協力』としたのは、景観法で記載されている内容と合わせたもの。

表現については、本日の委員会の意見を踏まえて再度検討する。

委員 B： 景観法にあるからそのように表現を合わせる、というものでもなく、真意をどう伝えていくかが大事。

来訪者については、例えばポイ捨てを防止する条例などでも県民に限定したものにはなっていないので、趣旨からしても盛り込むべきではないか。

委員 D： 景観を守っていくことは価値がある、という今日的な考えに立てば、積極的に「こうあるべきだ」ということを打ち出していくべきではないか。

熊野古道では、来訪者にも守って欲しいルールを「私は～しません」という表現で取りまとめており、それを渡して協力してもらっている。ゴミを拾ったり、土入れをしたりといった作業も手伝ってもらっている。ぜひとも「来訪者」という文言は入れて欲しい。

委員 C： 第9条（公共事業景観形成指針）の第4項で、前回委員会の案は国の機関等に指針準拠を「要請するものとする」とあるが、この表現だと作為義務が生じる。しかし、『配慮するように協力を求めることができる』とした現行の案では、「しないでも良い」という解釈もできなくはない。そのため、この表現は前回委員会案と今回の案を比較しても内容が異なっている。

同様の表現は第10条（景観資源の登録等）にも見られ、前回案では「継続的に募集し」としているが、今回案は『登録することができる』となっている。

表現の変更によって、姿勢が変わっていると捉えられる部分があるので、再度検討をお願いしたい。

委員 E： 第8条（広域的な調整及び市町村との連携）での広域的な調整は、市町村との調整を指すのか。施設管理者や地域住民との調整も含まれると考えて良いのか、確認したい。

第9条（公共事業景観形成指針）で書かれている内容は、第2条（県の責務）の第2項で書かれている内容を踏まえた施策と考えて良いのか。そうであるならば、公共事業景観形成指針の位置づけがどのようなものを明らかにしておく方が良いのでは。

第10条（景観資源の登録等）第1項の文章はこなれていないように感じる。

委員 F： 『県は』『知事は』と書かれているが、どのように使い分けされているのか教えて欲しい。

事務局： 公共事業の記載については、法制担当とも協議をして詰めているところ。今回の意見を伝え検討したい。

来訪者の記載についても、他は責務とともに支援も明記しているが、来訪者には責務のみを求めるとするのは問題では、と指摘があった。しかし、本日の意見を踏まえ再度入れられるのか検討したい。

市町村との連携については、ここでは市町村のみとしている。

委員 C： 公共事業の実施には、国に協力を求めていくことも必要ではないか。

委員 D： 「広域的な景観」とは一体何なのかはっきりしない。例えば世界遺産ではコア・バッファゾーン以外の部分をどう守るのか、という課題がある。伏拝といったところからの眺望は大変美しく、その景観の保全に向けどう調整していくのか、教えて欲しい。

委員 G： 来訪者が景観に関わる時間はわずかであり、景観形成は長期的な時間軸で考えていくとすれば、来訪者に求めることは言い過ぎではないか、と考えることもできる。

事務局： 「広域的な景観」は複数の市町村にまたがる流域、山地、湾岸などの景観であり、特定景観形成地域として指定し景観形成を図りたいと考えている。今後この内容は景観計画の中で扱っていきたい。

委員 F： 第11条（啓発）で、前回案では「支援」が盛り込まれていたが、これが無くなっている理由を教えて欲しい。

県民や事業者にはそれぞれの役割を果たしてもらい、その上で取り組みを支援していくという枠組みは、景観を取り巻く今日的な状況から鑑みると非常に重要なことである。

委員 H： 附則で屋外広告物条例の一部変更について触れられているが、これを見ると、今後屋外広告物条例の改正などの検討は、景観審議会で行われると理解して良いか。

委員 I： 来訪者の記載を盛り込むことは賛成である。例えば町石道は県内の人のみな

らず県外の人々も作っている景観である。県外の人々からも「素晴らしい」「応援しよう」と思ってもらうことで創られる景観もある。

事務局： 支援については、第2条（県の責務）において『必要な支援を行うものとする』と記載していることから、重複するため不要と考えた。

屋外広告物条例については景観審議会で検討する。

来訪者は意見として多数挙げて頂いているので、検討したい。

委員 F： 第2条（県の責務）で記載されているのは全般的なことであり、第10条では具体的に組み込む内容を記載しているので、意味合いが違う。支援は入れた方が良く考える。

委員 A： 今までの議論を見ていると、前回案と今回案を比較して、もっと事務局に思いを前面に出して頑張ってもらいたいという期待が寄せられている、と感じた。

最初にご指摘のあった、第3条（県民の責務）、4条（事業者の責務）については、明確な表現でうたっておくべき事柄と思われる。積極的な姿勢を打ち出すべきだ、という意見が多かったことから、この部分は今回の案のままとしてはどうだろうか。

委員 B： 方向としては賛成するが、県の施策が必ずしも正しい訳ではなく、それをチェックする義務が県民や事業者にもあるだろう、ということ。

委員 A： 景観計画の策定段階では県民や事業者の意見を聴いていくことが必須である。こうしたチェックのしくみは何らかの形できちんと担保されなければならない。

委員 E： この部分の表現は景観法の表現に準拠したものである。そのため、極論すれば無くても良い。書くとなれば景観法と同じとするか、より積極的に書くか、だと思う。

委員 A： 全般的に、積極的な姿勢を打ち出すべきというご意見が多かったように思う。今後の取りまとめは委員長に一任頂き、事務局と詰めていきたいと思うがよろしいか。（異議なし）

事務局： 今回の意見を受け止め、前向きに取り組んでいきたい。

一点確認だが、第3条（県民の責務）、4条（事業者の責務）の部分は、県としてもきちんと記載しておくべき部分であると思うので、景観法と同じ表現とした今回案のままということで良いか。

② 和歌山県景観計画（素案）について

委員 C： 行為の制限で、他県の事例では共通事項の中に眺望景観に関する基準を盛り込んでいる。和歌山県の基準でも何らかの配慮を。

また、緑化についても、鳥取県は数値基準を採用しているが、そうした取り組みも今後検討頂きたい。

委員 J： 行為の制限で、土石の採取又は鉱物の掘採の基準で、「展望地から」とあるが、県下全域でこの展望地が特定できるのかどうか。

景観重要建造物は、外観のみの保存なのか、それ以外も含めたものか。また、所有者が国の場合であっても同意が必要なのか。

委員 F： 行為の制限で、「輝のくに景観づくりガイドラインの内容をベースとする」とあるが、その内容を知りたい。また、これを運用した成果や課題なども明らかにし、その上での行為の制限の検討とすべきではないか。

届出対象行為の規模等が記載されているが、どの程度の件数があるか、これで県内の大規模建築物がどの程度カバーできているのか、できていないものとしてどう役割分担を図っていくのか、を検討すべき。

事務局： 規模の根拠は建築確認の手続きにおいてカバーできるものとしており、和歌山市を除く県下全域で年間 150 件程度となっている。

展望地の定義や、景観ガイドラインについてのご指摘は次回に向け検討したい。

景観重要建造物は外観のみで、建物の内部は規制していない。国の所有でも同意のもと指定できると思われる。

委員 F： 届出対象行為の規模が一体どのようなものを対象としており、景観上どのような影響を与えるのか、それで県内のどの程度カバーできるのか、をチェックすべき。

景観重要公共施設についても、これまでの委員会で土木構造物など公共施設の景観形成について意見が出されていることから、指定の考え方を示すべきではないか。

委員 E： あわせて、景観協議会や景観整備機構についての考え方もお示し頂きたい。

事務局： 規模は他府県の景観条例等を比較した上で、また建築確認の数値も確認した上で出したもので、厳しい水準の（小さいものも対象としている）ものである。

委員 A： 今回の意見をもとに引き続き検討頂きたい。